

平成27年度

特定テーマ調査報告書

特定テーマ

- 1 「とちぎの文化」の振興について
- 2 少子化対策について

平成27年11月

生活保健福祉委員会

目 次

I	はじめに	1
II	委員会の活動状況	2
III	「とちぎの文化」の振興について	
1	現状及び県の取組	4
2	提言	9
IV	少子化対策について	
1	現状及び県の取組	14
2	提言	25
V	おわりに	30
VI	委員名簿	31
VII	調査関係部課	31

I はじめに

現在、我が国では、人口減少・超高齢社会の到来や社会・経済の急速なグローバル化の進展など、社会情勢の大きな変化に直面している。

とりわけ、少子化を主な要因とする人口減少の進行は、労働力不足や地域経済の縮小を招くばかりでなく、地域社会の崩壊にもつながりかねないなど、社会全体で取り組むべき喫緊の課題である。

こうした少子化、過疎化の急速な進行により、地域の伝統文化の保存・継承が懸念されていることから、担い手を確保し、将来にわたって伝統文化を継承していくことが急務となっている。そのため、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催等を契機に、日本国内はもとより、世界に向けて、本県が誇る地域の伝統文化をはじめとする魅力ある「とちぎの文化」を発信し、文化の振興を図る必要がある。

また、少子化の流れに歯止めをかけるためには、雇用の創出等による経済的基盤の安定とともに子育て環境の充実などにより、結婚、妊娠・出産、子育てに対する不安を払拭し、社会全体で若者の希望を実現していく必要がある。

そこで、本委員会では、これらの県が抱える喫緊の課題に着目し、県民生活分野として『とちぎの文化』の振興についてを、保健福祉分野として「少子化対策について」をそれぞれ特定テーマとして定め、現地調査や参考人招致により調査・研究を重ねてきたところである。

この報告書は、こうした本委員会の調査・研究活動の結果を取りまとめたものである。

II 委員会の活動状況

1 平成 27 年 5 月 28 日（木）【特定テーマの決定】

特定テーマについて協議を行い、調査研究テーマを決定した。

- ・ 「とちぎの文化」の振興について
- ・ 少子化対策について

2 平成 27 年 6 月 19 日（金）【委員間討議】

各テーマについて、執行部の概要説明後、委員間討議を行った。

3 平成 27 年 7 月 15 日（水）【県内調査】

鹿沼市及び宇都宮市において現地調査を行った。

<調査先及び調査事項>

- (1) 鹿沼市教育委員会文化課
鹿沼市における伝統文化振興について
- (2) 鹿沼いまみや付け祭り保存会
鹿沼いまみや付け祭りの概要について
- (3) 屋台のまち中央公園屋台展示館（視察）
- (4) 栃木県子ども総合科学館
栃木県子ども総合科学館の概要及び取組について
- (5) 学校法人石嶋教育会 認定すずめこども園
幼保連携型認定こども園の概要について

4 平成 27 年 7 月 30 日（木）～31 日（金）【県外調査】

石川県及び富山県において県外調査を行った。

<調査先及び調査事項>

- (1) 公益財団法人いしかわ子育て支援財団
公益財団法人いしかわ子育て支援財団における少子化対策の取組について
- (2) 金沢 21 世紀美術館
金沢 21 世紀美術館の概要及び教育普及プログラム、広場事業等の芸術家育成につながる事業等について

(3) 高岡御車山会館

高岡御車山祭りの現状及び課題等について

(4) とやまマリッジサポートセンター

とやまマリッジサポートセンターの取組等について

5 平成 27 年 9 月 3 日（木）【参考人招致】

参考人から説明を受け、質疑及び意見交換を行った。

(県民生活部関係)

・「東京オリンピックを契機とした魅力あるとちぎ文化の発信」

三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)

芸術・文化政策センター 主席研究員・センター長 太下義之氏

(保健福祉部関係)

・「不妊治療の現状について」

認定特定非営利活動法人 F i n e

理事 野曾原誉枝氏

・「いばらき出会いサポートセンターの結婚支援に係る取組について」

一般社団法人いばらき出会いサポートセンター 参与 押野浩氏

6 平成 27 年 10 月 8 日（木）

これまでの調査・研究を踏まえ、委員間討議を行った。

7 平成 27 年 10 月 22 日（木）

報告書素案の検討を行った。

8 平成 27 年 11 月 12 日（木）

報告書案の検討を行った。



県外調査（高岡御車山会館）



参考人招致

III 「とちぎの文化」の振興について

1 現状及び県の取組

(1) 文化資源の特徴

ア 歴史的背景

本県は関東平野の北部に位置し、古代には東山道が通り、下野国分寺や下野薬師寺などが造られた。中世になると、足利氏や宇都宮氏、那須氏などの武士による武家文化が栄え、特に足利学校はフランシスコザビエルから「坂東の大学」として国際的に紹介された。

江戸時代に入ると、日光東照宮が造営され、参詣に使われた例幣使街道沿いを中心に宿場町が繁栄するようになった。舟運で栄えた栃木の豪商の依頼で喜多川歌麿が作品を描いたと伝えられているほか、松尾芭蕉などの文人も来訪し、代表的な芸術作品を創作する舞台にもなっている。

明治期以降になると、中禅寺湖畔に、多くの外国大使館別荘が建てられ、国際避暑地として発展したほか、大谷石を用いた松が峰教会が建築されている。また、小杉放庵や濱田庄司などの著名な芸術家を輩出している。

こうした歴史的背景から、世界文化遺産「日光の社寺」、日本遺産「足利学校跡」、ユネスコ無形文化遺産には「結城紬」のほか、登録を申請している「鹿沼今宮神社祭の屋台行事」や「烏山の山あげ行事」など、我が国を代表する文化資源を有している。

イ 現在の状況

戦後の日本文化は、欧米文化の影響を強く受けながら多彩な発展を遂げ、国際的に活躍する芸術家は多数にのぼり、本県からは作曲家の船村徹氏やジャズサクソフ奏者の渡辺貞夫氏などを輩出している。また、経済成長を続ける過程で「心の豊かさ」を求める動きが強まり、自ら創作・芸術活動に参加する人々が増加した。こうした活動による文化の裾野の広がりは「栃の葉国体」や「国民文化祭」などの全国的イベントの成功にも貢献した。

また、本県の歴史的背景や東京圏に近接する地域特性などから、那珂川町馬頭広重美術館や藤城清治美術館など、県内篤志家や本県に愛着を持った芸術家により開館したミュージアムが数多く存在している。

県では、こうした文化資源の保存及び活性化を図るため、平成 21 年度から設置した県文化振興基金を活用するとともに、文化財保存事業により、各種助成(表 1)を行っている。

表1 補助事業の実績一覧

(単位：件、円)

年度	文化振興基金助成事業						文化財保存事業					
	文化活動		地域伝統		計		国指定文化財		県指定文化財		計	
	件	金額	件	金額	件	金額	件	金額	件	金額	件	金額
H24	14	3,682,000	5	936,000	19	4,618,000	15	82,477,000	7	21,214,000	22	103,691,000
H25	17	5,491,000	3	603,000	20	6,094,000	21	58,193,000	3	4,018,000	24	62,211,000
H26	15	4,761,000	8	1,537,000	23	6,298,000	18	35,027,000	7	6,072,000	25	41,099,000

(2) 文化を支える担い手

少子化や過疎化の進行により、周辺部においては、伝統芸能に関して継承の危機にさらされているものが数多く存在するほか、都市部においても若年層の流出により、担い手確保に課題を抱えるものが多い。

また、文化芸術活動においても、コンセール・マロニエ21(表2)やワガノワ・バレエ・留学生オーディション(表3)など、国際的に通用する芸術家の育成に力を注いでいるものの、本県出身者の入賞(注1)は少なく、県芸術祭においても、入場者数こそやや増加傾向にあるものの、参加者数の頭打ち、固定化傾向(表4)が見られるなど、今後の本県芸術を支える担い手の裾野が先細りの傾向にある。

このため、県では、文化を支える担い手確保に向けて、県文化振興基金を活用した支援を行っている。

表2 コンセール・マロニエ21実績(H8～H26)(単位：人)

部 門	応募者数	合格者数		
		事前審査	入賞者数	うち本県
ピアノ	675	457	57	12
金 管	444	200	26	0
木 管	405	173	31	6
弦楽器	513	397	71	5
声 楽	640	450	66	7
合 計	2,677	1,677	251	30

表3 ワガノワ・バレエ・オーディション実績(H8～H26)(単位：人)

応募者数	合格者数	留学生数	
		留学生数	うち本県
462	106	98	7

表4 栃木県芸術祭参加者実績 (単位：人、部)

年度	文芸		美術		ホール		茶華道		計	
	参加者数	文芸賞作品集 配布数	参加者数	入場者数	参加者数	入場者数	参加者数	入場者数	参加者数	入場者数等
H24	270	617	1,050	6,010	2,755	6,720	280	2,300	4,355	15,647
H25	241	666	1,002	5,897	2,377	5,996	230	4,724	3,850	17,283
H26	299	634	998	6,672	2,274	6,215	175	4,574	3,746	18,095

(3) 文化振興に向けた体制の状況

ア 推進体制

県内の芸術分野を取りまとめている県文化協会は県の助成を受け、県芸術祭を主催しているほか、各市町文化協会等と連携し、文化振興に取り組んでいるが、連携する分野の拡充を図るなど、多様な取組が求められる。

また、県を挙げて文化振興に取り組むには、県立文化施設に拠点としての機能を果たすことが求められており、県立美術館・博物館や総合文化センター(表5)による3館連携事業(注2)や県博物館協会が中心となったM割制度(注3)などを実施している。

表5 美術館、博物館、総合文化センター利用者数の推移 (単位：人)

区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	
美術館利用者数	62,716	53,564	55,637	49,251	60,035	58,606	
博物館	167,568	128,482	119,814	129,857	127,449	125,745	
総合文化センター利用者数	ホール	252,928	230,679	249,487	257,975	256,315	259,065
	ギャラリー	257,710	243,231	220,930	255,379	243,393	280,579

イ 文化の発信体制

市町や各文化関係団体がそれぞれの個性を活かし、様々な手法を駆使し、文化情報の発信を行っている。

県では、県立文化施設がホームページやパブリシティを活用して情報を発信しているほか、平成26年度には県内の博物館協会加盟施設をミュージアムマップとして取りまとめ、道の駅等で配布しているが、さらに、全県挙げての文化情報の発信体制の整備が求められている。

ウ 財源確保の取組

(1)及び(2)で記載したように、県の文化施策において、文化振興基金を活用した事業は重要な位置を占めているため、基金の原資となる民間からの寄付増大の取組は重要である。

これまでの文化振興基金への寄付実績（表6）は、大口寄付者の存在もあり、当初の見込みを大きく上回っているが、寄付件数自体は伸び悩んでおり、安定的な寄付金額を確保するための取組が求められている。

表6 文化振興基金への寄付実績の推移

区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26
件数(件)	93	26	23	18	14	22
金額(円)	10,645,948	8,570,000	7,151,177	3,840,634	14,124,817	4,012,648

※ 当初の寄付額の見込みは各年度 350 万円程度であった。

(4) 東京オリンピック・パラリンピックにおける文化プログラムの進捗状況

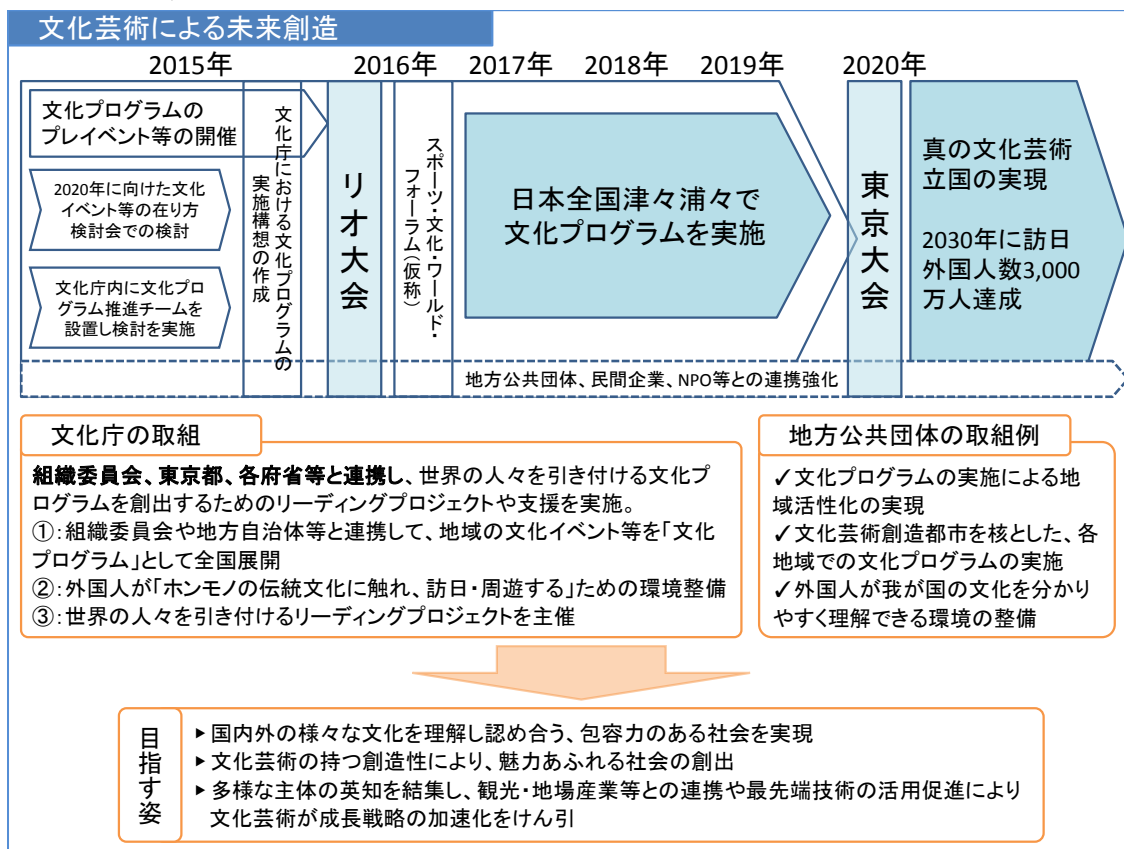
ア 国の取組

国においては、リオ大会後から東京大会に向けて文化プログラム（注4）を展開することとしている。文化庁（図1）では、組織委員会、東京都、各府省等と連携し、世界の人々を引き付ける文化プログラムを創出するためのリーディングプロジェクトや支援を実施するため、以下のような施策を展開することとしている。

- ① 組織委員会や東京都を含めた地方自治体と連携して、地域の文化イベント等を「文化プログラム」として全国展開し、国内外に積極的に発信
- ② 世界の人々を引き付ける「新しく、奇想天外な芸術」が生まれ、外国人が「ホンモノの伝統文化に触れ、訪日・周遊する」ための環境整備
- ③ 組織委員会や東京都と連携し、国立文化施設も活用した世界の人々を引き付けるリーディングプロジェクトを主催

また、地方自治体に対し、文化プログラムの実施による地域活性化の実現や文化芸術創造都市を核とした、各地域での文化プログラムの実施、さらには外国人が我が国の文化を分かりやすく理解できる環境の整備が求められている。

図1 文化庁



※文化庁の資料を元に作成

イ 本県の取組

本県においては、東京オリンピック・パラリンピック等とちぎ戦略本部を立ち上げ、「東京オリンピック・パラリンピック等に向けたとちぎビジョン」（以下「とちぎビジョン」という。）の策定に取り組んでおり、その中で、「文化・教育」を一つの柱として位置づけることとしている。とちぎビジョンについては、10月1日に素案が示され、広く県民からの意見を反映できるようパブリックコメントが実施された。

現在、文化プログラムについては、推進体制や実施内容に関して検討しているところである。

- 注1) 本県出身の主な入賞者【コンセルマロニエ】宮田大（チェロ）、鈴木鈴太郎（チェロ）、大貫裕子（ソプラノ）
【ワガワバレエアカデミー】石井久美子（マリンスキー・バレエ団）、菅野茉里奈（ベルリン国立バレエ団）、玉井るい（ウィーン国立歌劇場バレエ団）
- 注2) 3館連携事業は、県の文化拠点施設である県立美術館、県立博物館、県総合文化センターの3館が連携して、各館の特徴を活かしながら共通のテーマによる展示企画や公演等を開催し、新たな栃木の魅力の発見や楽しみ方を発信する事業。
- 注3) M割制度とは、参加施設の入館券の半券を持参すると、参加施設間で料金割引が受けられる制度。
- 注4) オリンピック・パラリンピックの開催に当たっては、文化プログラムの実施が義務づけられている。組織委員会はリオ大会前に「文化・教育」を含む「アクション&レガシープラン」に基づいて文化プログラムを策定し、リオ大会の終了後から、東京大会までの4年間、各年度ごとにプランを更新しながら、アクションを実施していく。

2 提言

少子高齢化が進行し人口減少社会が到来する中、県立美術館・博物館の利用者数の低迷、芸術祭参加者の高齢化及び固定化、さらには郷土芸能などの伝統文化の担い手不足など、本県の文化をめぐる現状は、厳しいものとなっている。

こうした中、2020年に開催されるスポーツの祭典「東京オリンピック・パラリンピック」に併せて展開される文化プログラムは、オリンピック・パラリンピック開催地以外でも各種文化イベントを開催するものと想定されており、多くの外国人観光客の来訪も見込まれることから、本県文化の振興を図り、その水準を一段階引き上げるための絶好の機会と考える。

今回、本委員会では、「『とちぎの文化』の振興について」の調査研究を行うに当たり、伝統文化の継承を図るための方策や若手芸術家の育成等も包含して、東京オリンピック・パラリンピック等を契機とした魅力あるとちぎの文化の発信を重点項目として設定し、様々な課題の中から、テーマを絞り込み、県内外の調査や参考人からの意見聴取、それらを踏まえた委員間討議を行い、以下のとおり提言を行うものである。

(1) 文化プログラムに向けた環境づくりについて

ア 各文化資源の掘り起こし及びブラッシュアップについて

(ア) 掘り起こし

過疎化等の進行により、県内には継承が危ぶまれる郷土芸能などの伝統文化が数多く存在している。そうした継承の危機にある伝統文化を掘り起こし、後世に引き継いでいくことで、本県の本来の魅力をアピールすることにつながるものとする。

そのため、市町や教育委員会と連携して県内の郷土芸能等の実態を調査し、伝統文化の復興に係る支援策について検討すること。

また、本県には豊かな自然や風土に根ざした、地域独自のお祭り等も多いことから、本県らしさの視点で、伝統文化の掘り起こしを行い、その魅力を発信すること。

(イ) ブラッシュアップ

世界文化遺産「日光の社寺」や日本遺産である「足利学校跡」、ユネスコ無形文化遺産には「結城紬」のほか、登録が見込まれる「鹿沼今宮神社祭の屋台行事」や「烏山の山あげ行事」など世界に誇れる伝統的な文化資源については、本県における文化プログラムの重要な素材となることが想定される。

そのため、文化プログラムの素材となりうる文化資源については、教育委員会と連携し、国庫事業や文化振興基金を重点的に活用するなど、魅力の向上に努めること。

イ 担い手の育成

(7) 伝統文化

郷土芸能等の伝統文化に係る担い手の確保については、実施主体である各保存団体に対して、技能継承や財源確保等に関する各種支援が必要である。

県では文化振興基金の地域伝統文化継承事業において支援するための各種メニューを用意しているが、周知が不十分なこともあり、有効に活用されているとは言い難い。

そこで、担い手の育成に向け、市町や教育委員会と連携し、各保存団体に対する広域的な支援に向けての適切な助言や、子ども達への伝統行事等への参加の呼びかけを行うほか、文化振興基金を活用した地域伝統文化継承事業の運用方法を見直すなど、実効性ある支援策を進めること。

(イ) 芸術文化

コンセール・マロニエをはじめとする舞台芸術アカデミーなどで若手芸術家の育成に努めているものの、芸術祭参加者の高齢化・固定化により、本県芸術文化の担い手たる若手芸術家の裾野が先細りの状況にある。

そこで、芸術祭の開催分野や実施方法を見直し、若手参加者の拡大に向けた施策について検討するなど、文化・芸術に興味がある若者が希望を持てるよう、若手芸術家の育成・活躍の場の提供に努めること。

ウ 外国人受入体制の確保について

(7) 観光部門との連携について

～「プラストーリー」に向けた施策の展開について～（注5）

2020年に東京オリンピック・パラリンピックが開催される際には、多くの外国人観光客が来日するものと見込まれているが、都内の宿泊施設だけで観光客を受け入れることは困難であると想定されている。さらには、国際線旅客機の受け入れも成田空港及び羽田空港だけでは対応できないことが想定されており、外国人観光客の動線は現在のゴールデンルートに加え、新たなルートの創設が見込まれる。

そのため、とちぎの文化の発信に当たっては、観光部門と緊密な連携を図るとともに、本県在住の外国人に助言を求めるなど、戦略的に取り組むこと。

(イ) 外国人目線に立った情報発信について

外国人が興味を引くものは、日本人の視点とは異なるケースも数多くあることが想定されることから、十分なニーズ調査を行うこと。

また、発信する情報の内容については、専門家の考えに固執することなく、本県在住の外国人に助言を求めるなど、その内容や手法について柔軟に対応すること。

さらには、鑑賞型だけではなく、体験型の文化交流を図るため、教育委員会と連携し、地域の文化資源をはじめとした周遊コースに文化体験講座を盛り込んで、モデルツアーコースとして紹介するなど、外国人に分かりやすい情報発信に努めること。

(ウ) 情報ツールの整備について

館内案内板の多言語化表記について推進するほか、ICT社会の到来に合わせ、県内文化施設におけるWi-Fi環境の整備や、ソーシャルネットワークを活用した情報発信体制を構築すること。

(I) 寄付文化の醸成

文化プログラムの実施に当たっては、官民が連携・協力して進めていく必要があることから、その財源の一部となる県文化振興基金を十分に涵養できるよう、寄付金の増大に向け積極的に普及啓発を図ること。

また、県としても寄付金の額に見合うような積み立てを行うなど、県と民間が一体となって財源を涵養できるような仕組みを検討すること。

(2) 文化プログラムの推進について

ア 推進体制の整備

文化プログラムは県・市町だけではなく、民間団体やNPOなど多様な主体により実施されることが想定される。

そのため、様々な主体に対し積極的な参加を促せるよう、オール栃木体制により推進するとともに、カリスマ性や調整能力のある人材をプロデューサーに起用するなど、体制整備に努めること。

また、県民一丸となって取り組めるよう、オリンピック・パラリンピックと文化プログラムをテーマとしたシンポジウムを開催するなど、機運の醸成を図るほか、文化ボランティアの育成に取り組むこと。

さらには、障害者が積極的に関与できるような仕組みを整備すること。

イ 計画的な取組

東京オリンピック・パラリンピックに向けた文化プログラムは、リオ大会終了時から始まることから、速やかに取り組みはじめることが重要である。

そのため、「とちぎビジョン」においても文化プログラムの取組の方向性等について、県民誰もが具体的なイメージを共有できるよう、分かりやすく表現し、周知すること。

さらに、推進体制を速やかに構築して 2020 年までの実行計画である「とちぎ版文化プログラム」を策定するものとし、外国人のニーズ調査だけでなく、教育や観光部門などとも十分調整し、実効性のあるものとする。

また、「とちぎ版文化プログラム」の策定に当たっては、積み立てた文化振興基金について、計画的な取り崩しも含めて、最大限の効果が発揮できるよう有効活用を図ること。

ウ 魅力ある中核イベントの実施

(ア) 本県独自の文化資源の発信

2020 年に開催する中核イベントについては、本県の歴史と伝統に培われた世界に誇る文化資源を効果的に活かすとともに、伝統芸能等の特別公演や本県ゆかりのアーティストによる文化フェスティバルを開催するなど、集客力のある、本県の独自性を強調したものとして、本県文化芸術の真髄の発信に努めること。

(イ) 県内文化施設の有効活用

県内文化施設の拠点である県立美術館・博物館、総合文化センターが中心となり、県内文化施設が有機的に連携しながら、外国人に対し訴求効果が高いと想定される県内の文化資源を効果的に活用すること。

なお、県立美術館等の県有施設については、本県ゆかりの文化資源を活用し外国人の認知度が高い展覧会を企画するとともに、集客能力を高めるとの視点に立って運営方針や企画展の内容を見直し、職員も民間の経営感覚を取り入れて運営に当たること。

また、県立美術館の老朽化対策や博物館の適切な収蔵環境の確保は、重要な課題であるため、これらの施設が拠点施設の役割を果たせるよう、その設備や機能の充実はもとより、立地条件や規模等、施設のあり方についても見直すこと。

(ウ) プレイメント等の開催

文化プログラムがリオ大会終了時から 4 年かけて長期にわたり実施されることから、中核イベントに先駆けて、各地域で様々なプレイメントを開催するなど、2020 年に向けて大いに盛り上がるよう、開催内容や日程を工夫すること。

エ 市町との連携イベントの実施

中核イベントやプレイベントに併せ、地域に根ざした郷土芸能等を活用した各種イベントを開催するよう市町に働きかけるとともに必要な支援を行うなど、市町と密接に連携して文化プログラムを実施すること。

(3) 文化プログラム等の継承

ア 県民意識の高まりの維持継続

東京オリンピック・パラリンピックから2年後の2022年には国体栃木大会が開催される。また、その後についても、こうした取組が一過性で終わることなく継承されるよう、文化に対する県民意識の高まりを維持継続できるよう努めること。

イ 人材やネットワーク等の成果の活用

文化プログラムの展開を通じ、芸術家のみならず、文化に携わる様々な関係者やボランティアなどの人材が育成され、様々な分野の関係団体等と貴重なネットワークが構築される。これらに加えて、掘り起こされブラッシュアップされた文化資源等も有効に活用すること。

ウ 推進体制の活用

文化プログラムの推進体制については、その後の国体栃木大会等でも活用できるよう、関係団体等と調整を図ること。

注5) ロンドン大会では、海外からの観光客にロンドンだけでなく、もう1都市プラスして他の都市にも足を延ばしてもらおうとして「ロンドン・プラス」というキャンペーンが展開された。プラストーカーとは、「ロンドン・プラス」を逆転させて、訪日外国人を直接地方都市に誘導し、地方に滞在して観戦したいオリンピック・パラリンピックの当日に東京に移動してもらおうという方策。

IV 少子化対策について

1 現状及び県の取組

(1) 我が国の少子化の状況について

ア 総人口及び年齢3区分別人口について

「日本の将来推計人口（平成24年1月推計：出生中位・死亡中位推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）によると、2010年（平成22年）の1億2,806万人から、2026年（平成38年）に1億2,000万人を下回った後も減少を続け、2048年（平成60年）には1億人を割り、2060年（平成72年）には8,674万人になると推計されている。年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）の比率が減少する一方で、老年人口（65歳以上）の比率は増加し、その割合は、2010年の23.0%から2060年には39.9%に達すると見込まれる。（図1）

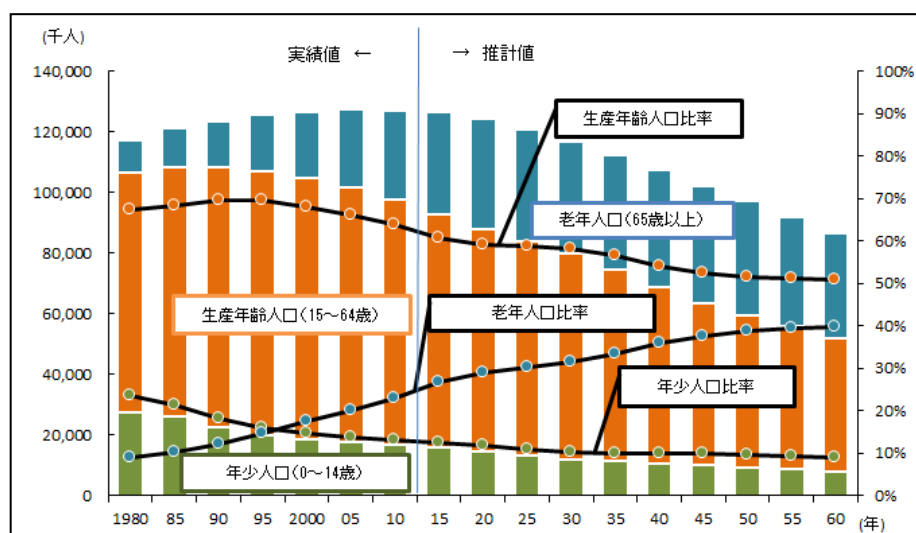


図1 年齢3区分別人口の推移と将来見通し

資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）：出生中位・死亡中位推計」

イ 出生数及び合計特殊出生率の推移について

我が国の年間の出生数は、第1次ベビーブーム期には約270万人、第2次ベビーブーム期には約210万人であったが、1975年（昭和50年）に200万人を割り込み、それ以降、毎年減少し続けた。1984年（昭和59年）には150万人を割り込み、1991年（平成3年）以降は増加と減少を繰り返しながら、緩やかな減少傾向となっている。2014年（平成26年）の出生数は100万3,352人であり、前年の102万9,816人より26,464人減少した。

合計特殊出生率をみると、第1次ベビーブーム期には4.3を超えていたが、1950年（昭和25年）以降急激に低下した。その後、第2次ベビーブーム期を含め、ほぼ2.1台で推移していたが、1975年（昭和50年）に2.0を下回ってから再び低下傾向となった。1989年（平成元年）にはそれまで最低であった1966年（昭和41年）（丙午：ひのえうま）の

数値を下回る 1.57 を記録し、さらに、2005 年（平成 17 年）には過去最低である 1.26 ま
で落ち込んだ。

2014 年（平成 26 年）は 1.42 と、近年微増傾向が続いているものの、欧米諸国と比較す
るとなお低い水準にとどまっている。（図 2）

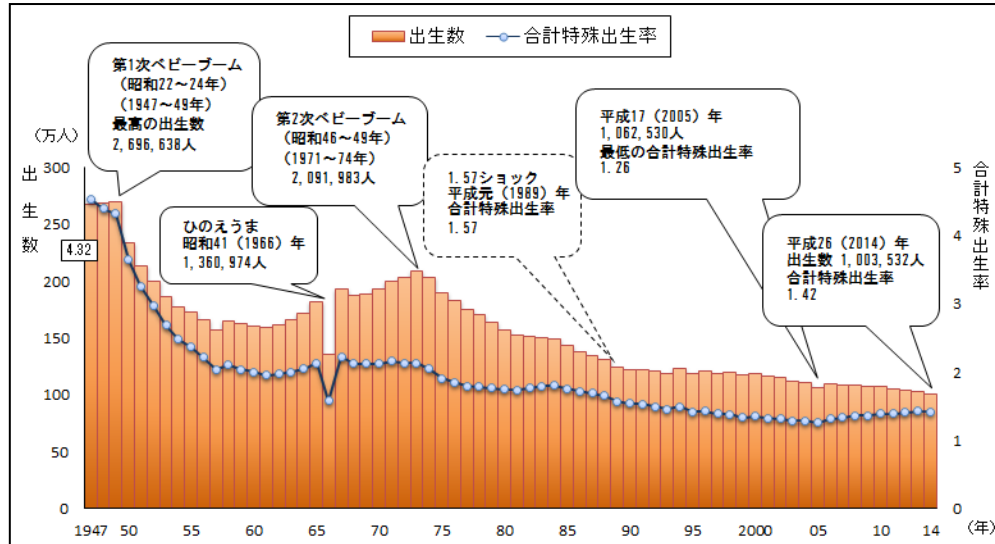


図2 出生数及び合計特殊出生率の年次推移将来見通し

資料：厚生労働省「人口動態統計」注：1947～1972年は沖縄県を含まない。

(2) 栃木県の少子化の状況について

ア 総人口及び年齢3区分別人口について

本県の総人口は、1960年代前半の約150万人から、その後一貫して増加し、2000～2010年は200万人を上回って推移してきたが、2005年（平成17年）をピークに減少局面に突入しており、今後も緩やかに減少していくと予測される。

年齢3区分別人口では、老年人口の比率は2010年（平成22年）に22%まで上昇する一方、年少人口は13.6%まで低下している。（図3）

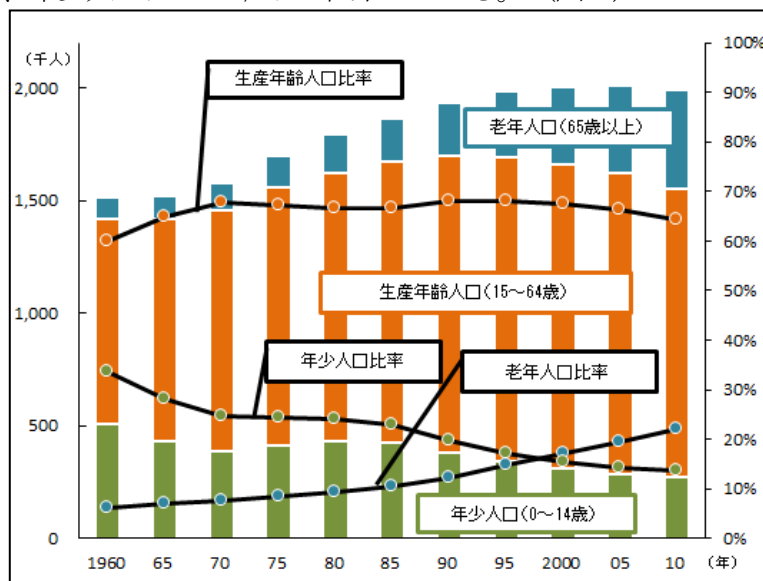


図3 栃木県の総人口の推移 資料：総務省「国勢調査」

イ 栃木県版まち・ひと・しごと創生総合戦略について

栃木県版まち・ひと・しごと創生総合戦略「とちぎ創生15戦略」の人口ビジョン編においては、現在の少子化や他都道府県への転出超過の傾向が今後も継続すると、人口減少は加速度的に進行し、総人口は2060年（平成72年）には120万人を下回ると予測している（図4 趨勢ケース）。

一方、合計特殊出生率が2030年（平成42年）に県民の希望出生率の1.90程度、2040年（平成52年）に人口置換水準の2.07程度に向上するとともに、人口移動数（他都道府県への転出超過数）を2020年（平成32年）に半減、2025年（平成37年）に±0に収束させることにより、2060年（平成72年）に150万人以上の総人口を確保できる見通しとしている（図4 改善ケース）。

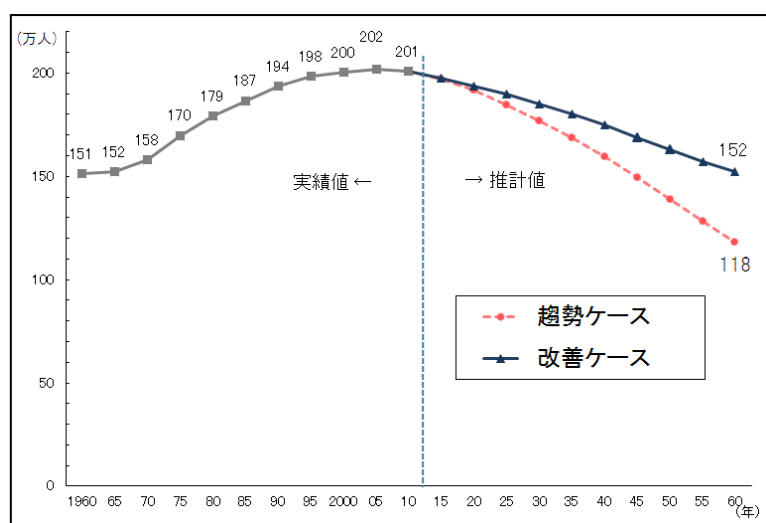


図4 栃木県の人口の推移と将来人口推計 資料：総務省「国勢調査」をもとに栃木県推計

改善ケースの場合、老年人口は、2045年（平成57年）の35.2%をピークに2060年（平成72年）には32.5%に低下する一方、年少人口は15.4%、生産年齢人口は52.1%になると予測している。（図5）

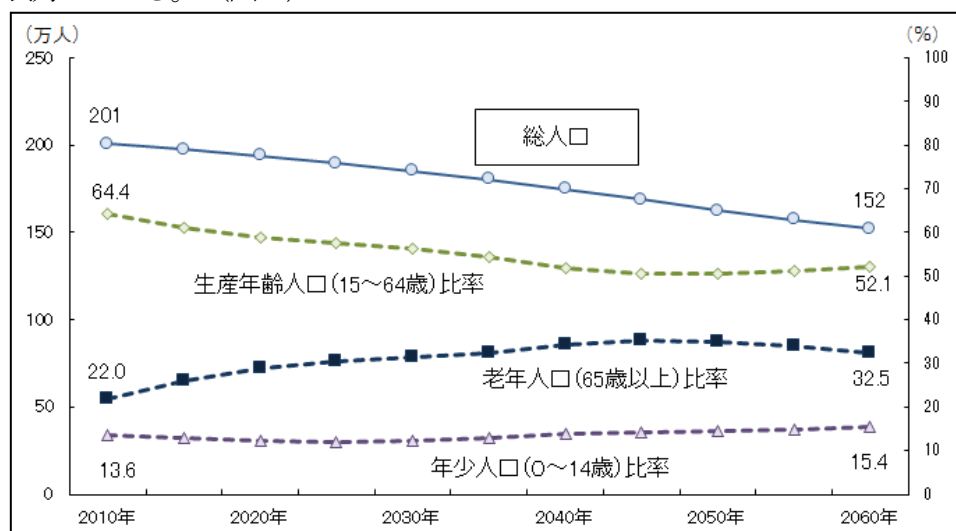


図5 栃木県の総人口の将来推計（改善ケース） 資料：総務省「国勢調査」をもとに栃木県推計

ウ 本県における出生数、合計特殊出生率の推移について

本県の年間出生数は、第2次ベビーブーム期である1973年（昭和48年）の31,785人をピークに減少し続け、1990年（平成2年）に2万人を割り込み、それ以降は増加と減少を繰り返しながら緩やかな減少傾向となっている。

また、本県の合計特殊出生率は、第2次ベビーブーム期の1974年（昭和49年）には2.26となっていたが、その後は低下傾向にあり、2014年（平成26年）では1.46と、人口置換水準（人口を安定的に維持するために必要とされる水準=2.07～2.08）を大きく下回っている。（図6）

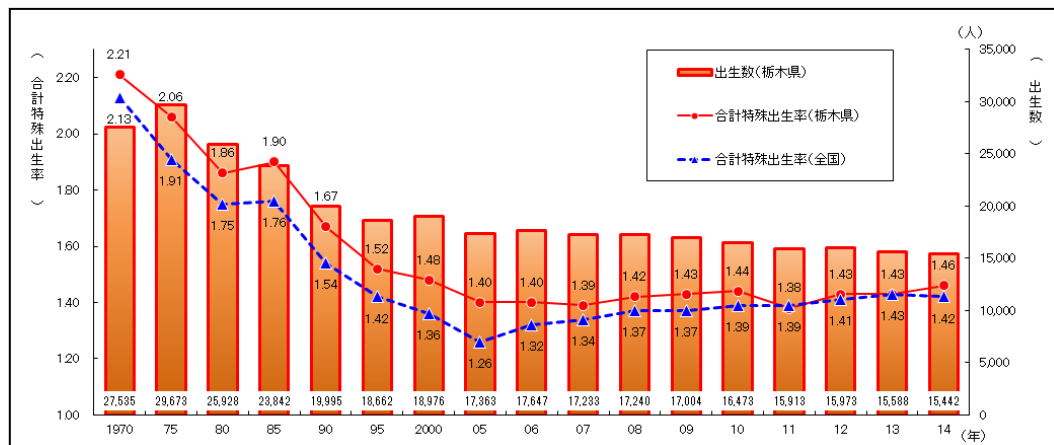


図6 栃木県の出生数及び合計特殊出生率の推移 資料：厚生労働省「人口動態統計」

エ 婚姻・出産等の状況について

初婚年齢や第1子出産年齢の上昇、若い世代での未婚率の増加が、少子化の大きな要因であるとされる。

(ア) 晩婚化の進行

本県の平均初婚年齢は、1975年（昭和50年）の男性26.6歳、女性24.4歳から、2014年（平成26年）には男性30.7歳、女性28.9歳へと、男女とも4歳ほど上昇している。

(図7)

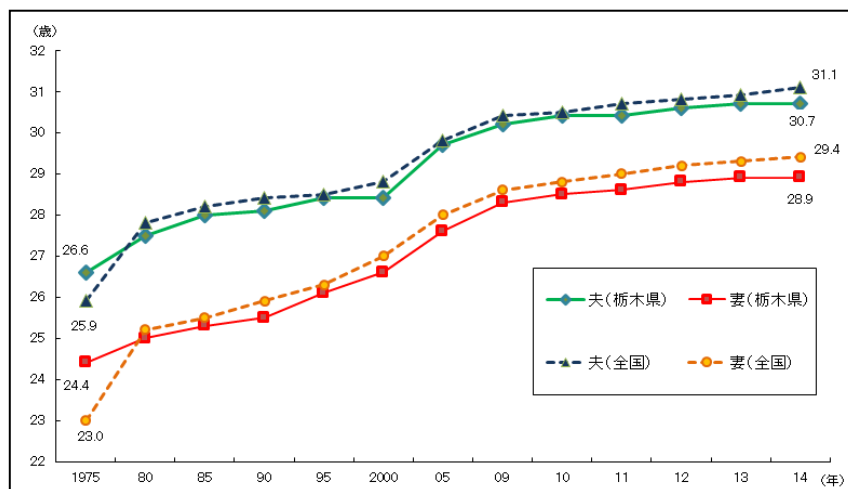


図7 平均初婚年齢の推移 資料：厚生労働省「人口動態統計」

(イ) 晩産化の進行

第1子出産時の母の平均年齢は、1993年（平成5年）には27.1歳であったが、年々上昇し、2014年（平成26年）には30.1歳となっている。（図8）

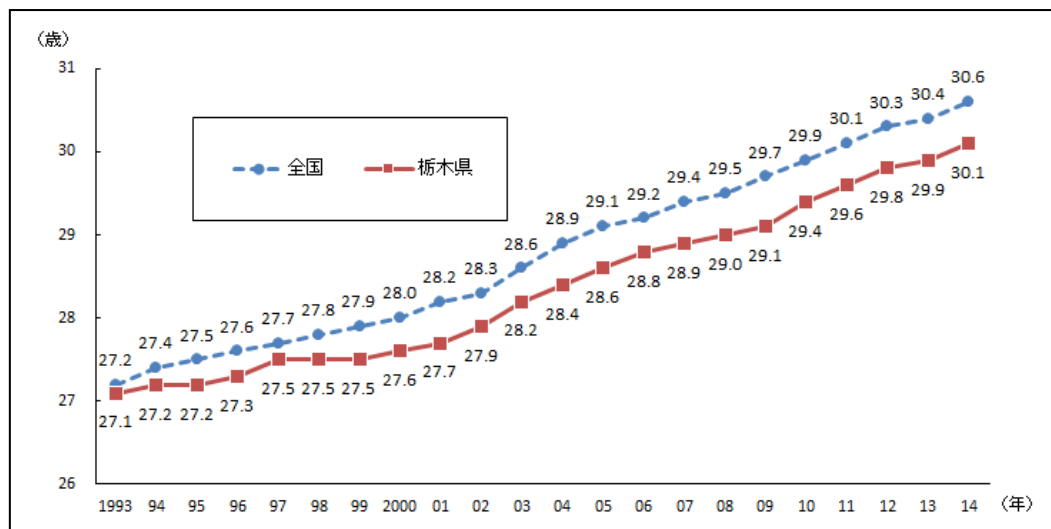


図8 第1子出生時の母の平均年齢 資料：厚生労働省「人口動態統計」

(ウ) 未婚化の進行

未婚率は男女ともに上昇している。2010年（平成25年）では、男性の25～29歳で70.6%、30～34歳で47.5%に、女性の20～24歳で87.2%、25～29歳で55.7%となっている。（図9）

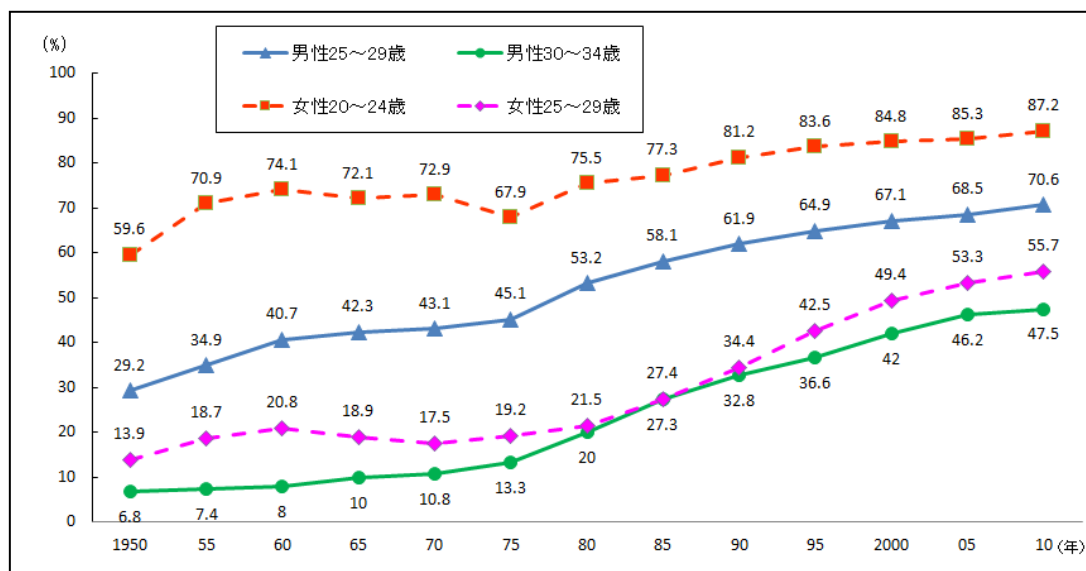


図9 本県における未婚率の推移 資料：総務省「国勢調査」

(3) 県民の意識について

ア 少子化進行の背景

県民が考える少子化進行の背景としては、「晩婚や未婚など、結婚に対する意識の変化」、
「景気悪化や雇用形態の変化等将来への不安の増加」や「子育てや教育に要する費用の増

大」などの意見が多く、いずれも40%を超えている。就労構造や家族構成の変化を受けて、結婚や家族に対する意識の変化や、経済的不安や負担感が増大していることがうかがえる。

(図10)

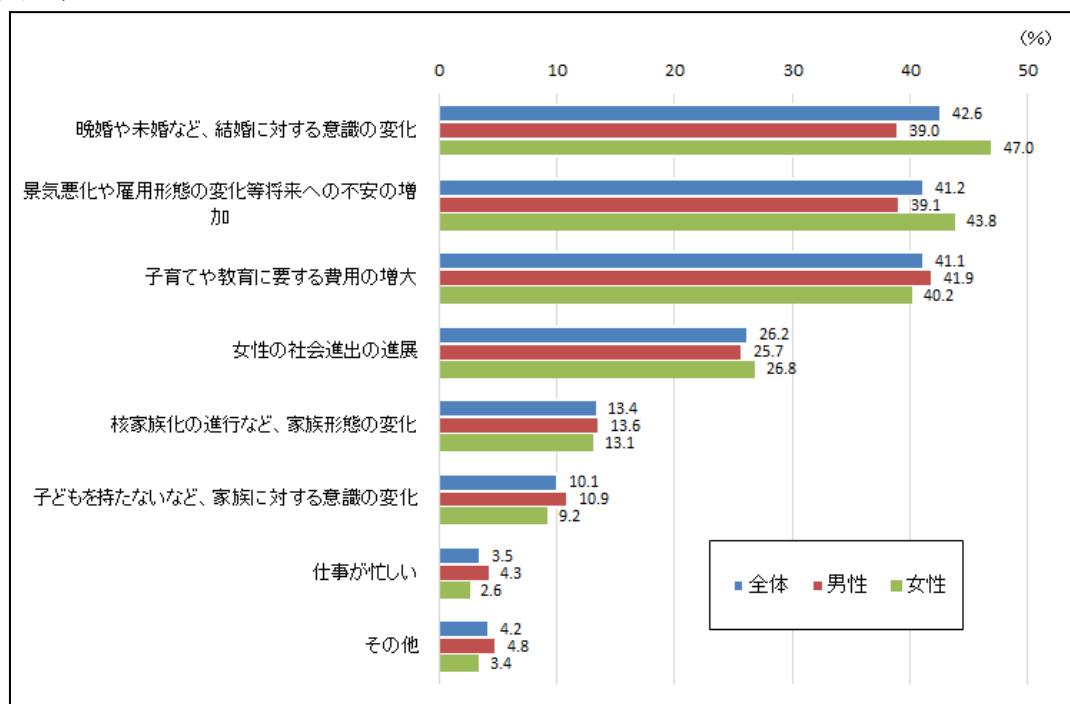


図10 県民の考える少子化進行の背景

資料：栃木県「これからの”とちぎ”づくりに関する県民意識調査」(平成26年8月)

イ 結婚に対する意識

未婚者の結婚していない理由については、「適当な相手にめぐりあわない」、「異性とうまくつきあえない」といった異性との出会いに係る課題に加え、「結婚後の生活資金が足りない」といった経済的な不安も多くなっている。(図11)

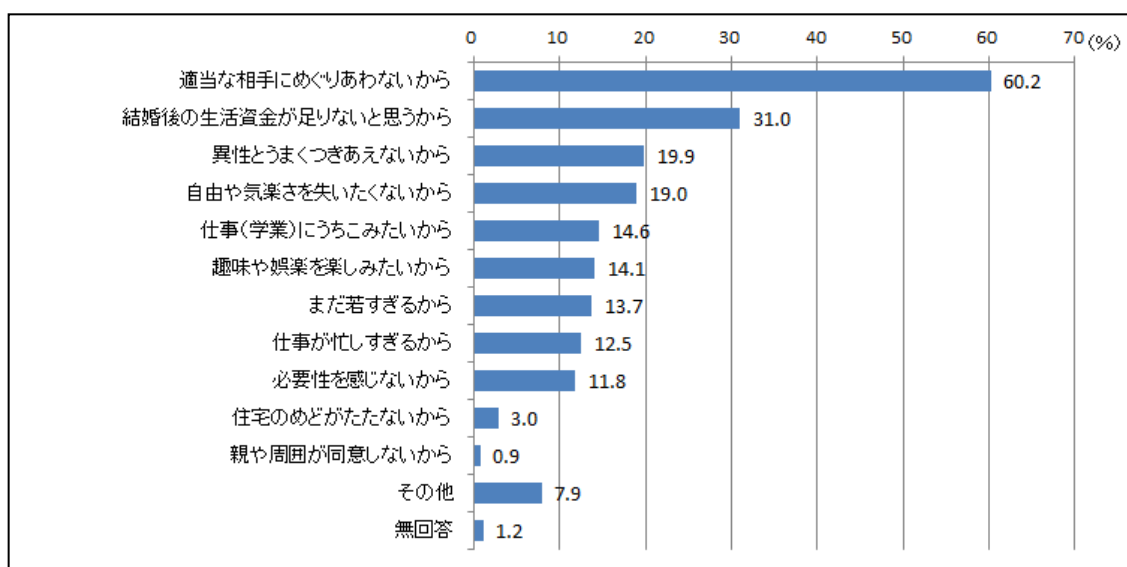


図11 現在、結婚していない理由

資料：栃木県「結婚・妊娠・出産・子育てに関する意識調査」(平成26年12月)

一方で、本県の結婚をしようとする意思を持つ未婚者の割合は、88.8%と高水準にある。
(図 12)

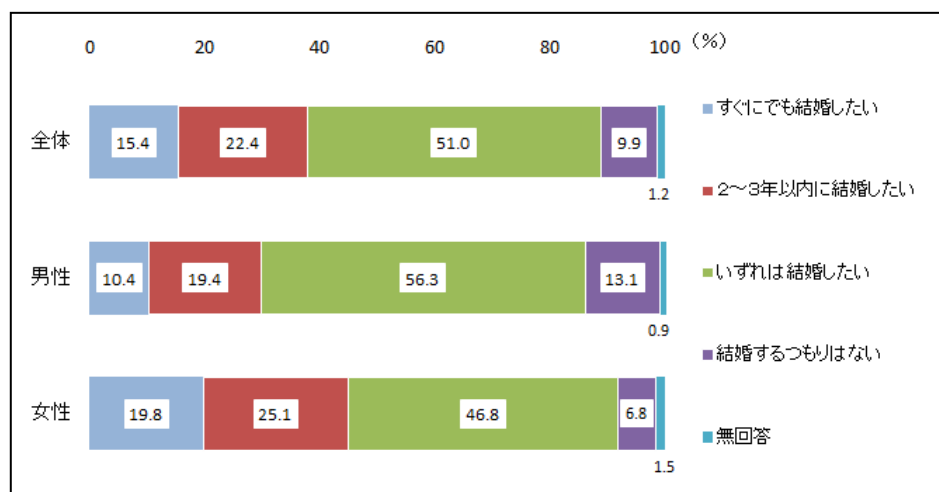


図 12 結婚の意思 資料：栃木県「結婚・妊娠・出産・子育てに関する意識調査」(平成 26 年 12 月)

(4) 国の少子化対策について

1990 年(平成 2 年)の 1.57 ショックを契機に、仕事と家庭の両立支援など子どもを生み育てやすい環境をつくるために、国ではこれまで様々な取組を行ってきた。最初の具体的な計画が 1994 年(平成 6 年)12 月に策定された「エンゼルプラン」であり、1999 年(平成 11 年)12 月には「新エンゼルプラン」を策定した。この「エンゼルプラン」と「新エンゼルプラン」を推進した 10 年間で、保育所の増加や、0～2 歳児保育の推進、保育時間の延長など、保育サービスの向上に向けた取組を行った。

2004 年(平成 16 年)からは、保育サービスだけでなく働き方の見直しや地域で子育てを支え合う仕組みづくりなどに取り組むこととし、2004 年(平成 16 年)12 月に「子ども・子育て応援プラン」を策定した。

また、2010 年(平成 22 年)1 月には「子ども・子育てビジョン」を策定し、子育てをする人たちの立場で、子どもを生んで育てるといふ希望がかなえられる社会をつくることを目指して取り組んできた。

2015 年(平成 27 年)3 月に策定された「少子化社会対策大綱」では、従来の主に子育て支援に重点を置いた対策から、新たに結婚や教育段階における支援を加え、「結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現に向けて、社会全体で行動を起こすべき」との方向性を示し、国を挙げての少子化に伴う人口減少問題の克服に向けた取組が始まったところである。

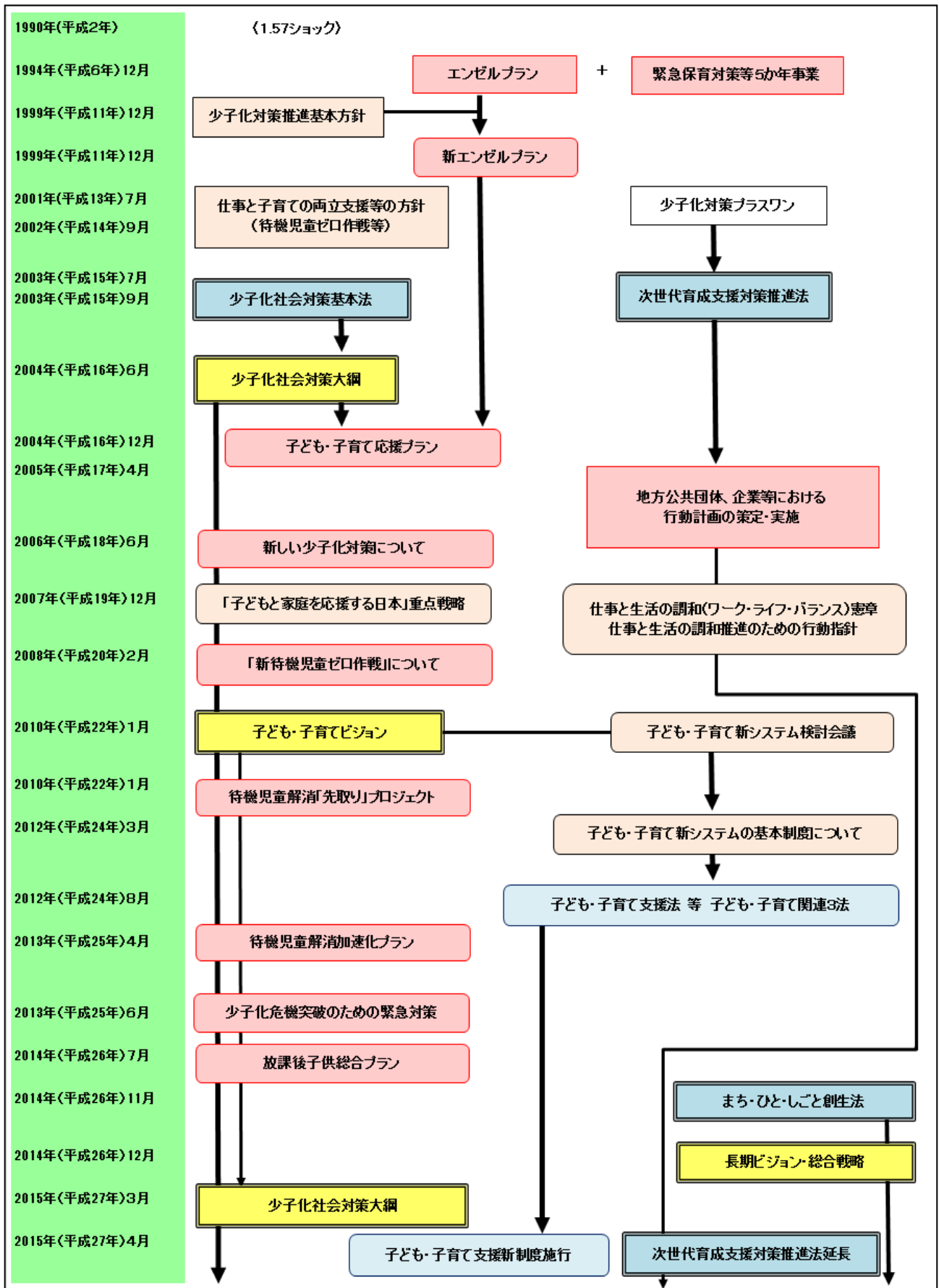


図13 国のこれまでの取組 資料：内閣府「平成27年版少子化社会対策白書」

(5) 全国知事会の動向について

人口減少・少子高齢化に対する問題意識が深まる中、全国知事会は2014年（平成26年）7月、少子化が国家的な危機を招く問題であることを改めて強く認識し、今この時こそ、国と地方が総力を挙げて思い切った政策を展開し、少子化対策の抜本強化に取り組むことが必要であることを広く世の中に訴えるために「少子化非常事態宣言」を取りまとめ、内閣総理大臣に要望書を提出した。

その後も、国・地方を挙げた少子化の克服に向けての取組のさらなる充実・強化に向け、国に対して様々な提言等を行っている。

(6) 県の取組について

1996年（平成8年）、県は独自に「すくすく子育てプラン」を策定した。以降、2005年（平成17年）3月には次世代育成支援対策の前期行動計画として「とちぎ子育て支援プラン」を、また、2010年（平成22年）3月には後期行動計画を策定し、子どもたちが健やかに生まれ、育ち、豊かな人生を送ることができるよう、取り組んできたところである。

2015年（平成27年）3月には、これまでの子育て支援に加え、新たに結婚支援の視点を加えた「とちぎ子ども・子育て支援プラン」を策定し、「結婚、妊娠・出産、子育てを切れ目なく支えるための環境づくり」を基本目標として、各種施策に取り組んでいる。

その具体的な取組は、次のとおりである。

ア 少子化対策に取り組む気運の醸成

- (ア) 県内の関係機関・団体などで構成する「とちぎ未来クラブ」を中心に、企業や地域等とも連携しながら、結婚を望む人の出会い支援や、企業・商店等が子育て家庭を応援する「とちぎ子育て家族応援事業」等を実施し、県を挙げて少子化に取り組む気運の醸成を図っている。
- (イ) ホームページやラジオ放送等を通じて、行政やNPO、団体・企業等が実施している結婚、妊娠・出産、子育てに関する切れ目のない支援施策の紹介を行い、社会全体で結婚を希望する人や子どもを望む人、子育て家庭を支援する気運の醸成を図っている。

イ ライフデザイン形成の促進

- (ア) 結婚を人生の重要な選択肢として考えられるよう、学生や社会人等の若者を中心に、結婚や子育て等を含めたライフプランを学ぶ機会等を提供している。
- (イ) 大学生等の20歳前後の若者を対象に、ライフプラン実現のために必要な妊娠・出産に関する正しい知識や性に関する様々な問題等についての普及啓発を行っている。
- (ウ) 若年者の安定的な就労を支援するため、公共職業能力開発施設等における職業訓練、とちぎジョブモールにおける学生やフリーター等の若者の就業意識の形成や就職活動の支援、バウチャーを利用した職業訓練等を実施している。

ウ 出会いの支援

「とちぎ未来クラブ」の事業等を通して、結婚を希望する未婚者を対象とした出会いイベントの開催、結婚サポーターによる出会いの機会の提供や個別結婚相談、企業内結婚サポーターの育成による企業等で働く人の出会いの機会の提供等の支援を行っている。

エ 子どもと母親の健康支援

- (ア) 妊産婦の疾病の早期発見と治療を促進し、安心して妊娠・出産ができるよう、市町が実施する妊産婦医療費助成事業に係る経費に対し助成を行っている。
- (イ) 妊娠・出産・育児における地域での切れ目のない支援を提供できるよう、市町が実施している母子保健事業全般について、市町への情報提供や人材育成等を行っている。
- (ウ) 発達に問題のある児童を対象とした二次健診、関係者によるネットワーク会議、家族支援のための集団教育等を実施している。
- (エ) 胎児期・分娩・新生児期等の一貫した医療を提供するため、総合周産期母子医療センター及び地域周産期医療機関の運営に対する支援を行うとともに、周産期医療連携センターを核として母体や新生児の円滑な搬送の受入れ確保に努めている。
また、小児の高度専門医療の充実強化を図るため、獨協医科大学及び自治医科大学に併設した「とちぎ子ども医療センター」の運営に対して助成を行っている。
- (オ) 子どもの疾病の早期発見と治療を促進し、健康の増進と福祉的な支援を行うため、市町が実施するこども医療費助成事業に係る経費に対し助成を行っている。
- (カ) 学童期以降の心に何らかの問題を持った子どもについて、健康福祉センターに「子どもの心の相談窓口」を設置し、相談支援を行っている。
- (キ) 思春期の子どもやその保護者に対し、思春期の心身の発達とその対応方法についての正しい知識の提供、普及を図っている。

オ 不妊対策の充実

- (ア) 不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、保険適用外で特に治療費が高額な体外受精及び顕微授精に係る経費の一部を助成している。
- (イ) 栃木県不妊専門相談センターにおいて、不妊に悩む夫婦に対し、医学的・専門的な相談や不妊による心の悩み等について、医師・助産師等の専門家が相談に対応したり、診療機関ごとの不妊治療の実施状況等に関する情報提供を行っている。
- (ウ) 仕事と不妊治療の両立を図るため、事業所、県民等に対し、広く不妊に関する知識を提供し、治療しやすい環境整備を進めている。

カ 幼児期の教育・保育サービスの充実

- (ア) 「とちぎ子ども・子育て支援プラン」に基づき、市町と連携を図りながら、待機児童の解消に向け、国の交付金や補助金等を活用した保育所、認定こども園等の整備を図る

とともに、保護者のニーズに応えることができるよう、延長保育や病児・病後児保育、一時預かり事業など、多様な保育サービスの充実に努めている。

- (イ) 私立幼稚園に対して運営費や障害児保育の助成を行うとともに、預かり保育や子育て相談、子育て情報提供等の子育て支援の取組を支援している。
- (ウ) 保育所等に入所する第3子以降の3歳未満児の保育料の無料化等により、多子世帯の経済的負担の軽減を図っている。

キ 放課後児童クラブ等の整備促進

昼間保護者のいない小学生の健全育成を図るため、市町と連携を図りながら、放課後児童クラブ等の整備や運営に対する助成、支援員の認定研修等を行っている。

ク 地域における子育て支援

子育て等に関して、援助を受けたい人と援助を行いたい人の両者が会員になって相互に支え合うファミリー・サポート・センターについて、市町における設置や取組を促進している。

ケ 児童の健全な育成

- (ア) 親子が気軽に訪れ、情報交換や交流を行うとともに、子育てに関する情報提供等を行う地域子育て支援拠点や、子どもが安心して遊ぶことができる児童館の整備を推進している。
- (イ) 子どもたちが最新の科学に触れながら、創造性や科学への関心を持つことができるよう、栃木県子ども総合科学館の設置・運営を行っている。

コ 仕事と家庭の両立支援

- (ア) 仕事と家庭の両立支援に関する法制度や支援事業等の普及啓発を通して企業の主体的な取組を促進している。
- (イ) 仕事と子育ての両立支援等に取り組む企業を「仕事と家庭の両立応援宣言」企業として登録し、取組事例をホームページ等で紹介し、その取組の普及を図っている。
- (ウ) 「父子手帳」の配布やイクメンマークの活用等により父親の子育てへの積極的な参加を促進するとともに、先駆的な取組を行っている事業所を「子育てにやさしい事業所」として表彰し、その取組の普及を図っている。
- (エ) イクメン・イクボスの養成を図るためのセミナー等の開催により、男性の育児参加に向けた気運の醸成を図っている。

2 提言

人口減少・少子化がこのまま進行した場合、経済成長の鈍化や地域社会の崩壊等多大な影響が懸念されるところであり、少子化対策は、今や最優先に取り組まなければならない課題である。

また、少子化対策は地方創生の上でも極めて重要な課題であり、「とちぎ創生15戦略」に掲げる2060年（平成72年）に150万人以上の総人口を確保するためにも、一刻も早い出生率の引上げ等を目指す取組が求められている。

もとより少子化対策の推進に当たっては、結婚や子どもを持つことは個人の生き方や価値観に基づき選択されるものであることを考慮する必要があるが、その上で、結婚、妊娠・出産、子育てを希望する人に対しては、本県においてその希望を実現できるような環境づくりに取り組むことが必要である。

少子化対策は、結婚、妊娠・出産、子育てのみならず、経済政策、雇用や働き方、社会保障、教育政策、住宅政策や税制など、極めて広範な分野に跨るものである。本委員会では、このように間口の広い「少子化対策について」の調査・研究を進めるに当たって、様々な問題意識を持ちながらも、より具体性を高めるため、「若者の結婚支援」と「妊娠・出産や子育ての支援」の2つの重点調査項目を設定し、県内外の調査や参考人からの意見聴取、それらを踏まえた委員間討議を行い、以下のとおり提言を行うものである。

(1) 少子化対策に係る企業の取組の促進

少子化対策を推進するに当たり、企業の果たす役割は大きい。企業自ら、従業員が安心して結婚し、子どもを生み育てながら働き続けられる環境を整備するとともに、地方自治体やNPOと連携して地域の少子化対策に取り組んでいくことが重要である。

このため、企業が行う出会いの機会づくりの取組、従業員への子育て支援、ライフプランや子育て講座等を組み入れた企業内研修等に対する支援を行うとともに、結婚支援に積極的な企業の顕彰制度を創設する等インセンティブを付与する仕組みを検討すること。

(2) 結婚支援の充実強化

ア 結婚や家庭の良さの啓発

若い世代が結婚を望まない理由として、「結婚に必要性を感じない」や「自由や気楽さを失いたくない」等が挙げられており、家族を持つことに対する意識の変化が見られる。

こうした結婚や子育てをためらう若い世代の後押しを図るため、結婚の素晴らしさや家庭を持つことの大切さ、子育ての喜びや楽しさ等について学ぶ機会を提供し、結婚等を前向きにとらえる意識の醸成を図ること。

なお、若者が結婚を含めたライフプランを考えるためには、経済的な安定が図られることが前提である。「とちぎ創生15戦略」の基本目標1「とちぎに安定したしごとをつくる」を着実に推進し、雇用の場の創出とともに、若者の就職支援、非正規雇用の正規化等により経済的基盤の安定を図るなど、若者がライフプランの希望を実現できる環境づくりに取り組むこと。

イ 出会いの機会の提供

若い世代は、結婚の希望を持つ人の割合が高いにもかかわらず「適当な相手にめぐりあわない」などの理由でその希望が実現できていない状況にあり、安心して参加できる多様な出会いの機会を創出する必要がある。

そのため、県は、市町、団体、企業等の多様な主体がそれぞれの立場で、結婚を望む若者への出会いの機会を多数提供できるよう支援するとともに、これらの事業の連携協力体制を構築すること。

特に、企業については、企業間の交流を活性化させ、従業員同士の出会いの機会の創出を促進することができるよう、企業間の情報提供等に対する支援を行うこと。

また、結婚していない理由に「異性とうまくつきあえない」ことが挙げられるなど、出会いの機会の提供だけでは結果につながらない独身男女への支援も必要である。

このため、出会いイベントの参加者一人ひとりにきめ細かなアドバイス等の対応を行うとともに、コミュニケーション能力や身だしなみ等のスキルアップセミナーを開催すること。

ウ 人材育成・支援

出会いの機会を求める人にとっては、まずは地域における身近な相談相手が必要であるが、地域のつながりの希薄化等による地域コミュニティの衰退に伴い、近所で結婚相手を紹介してくれる仲人等が少なくなっている。

このため、未婚者の応援をしたい地域や企業の「おせっかいさん」を発掘し、結婚相談やパートナー探しの活動をする「縁結びサポーター」として養成し、その活動を支援すること。

なお、こうした取組は、高齢者の活躍の場としても期待できるものである。

エ 総合支援窓口の設置

出会いの機会づくりに加え、交際に関わる心配事など、結婚を希望する者が安心して気軽に様々な結婚相談ができる場として、公設の相談・支援窓口が必要である。

今回調査した茨城県では、2006年（平成18年）6月に「いばらき出会いサポートセンター」を、また、富山県では2014年（平成26年）10月に「とやまマリッジサポートセンター」を官民共同で設置したところであり、この他の県でも総合的な結婚支援センターの設置が進められている。

特に、茨城県では、①会員登録制によるパートナー探しの支援（マッチングシステム）、②マリッジサポーターの行う婚活支援活動への支援、③ふれあいパーティーの開催による出会いの場の提供、の3つのチャンネルの提供により、これまで（平成27年7月末時点）の会員の成婚数が1,258組に上るなど多大な成果を上げている。

このため、本県においてもこうした動きに遅れることなく、先進的な事例を十分に調査

・研究の上、「結婚支援センター」を設置し、相談者一人ひとりの状況に応じたきめ細かな相談支援や、マッチングシステムによる会員登録制のパートナー探しを行うなど、総合的な支援体制を整備すること。

(3) 妊娠・出産支援の充実強化

ア 妊娠・出産に関する知識の普及啓発

結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含めた将来のライフデザインを希望どおり実現するためには、その前提となる正しい知識・情報を適切な時期に知ることが重要である。

特に、年齢が高くなると妊娠・出産に至る可能性が低くなること、不妊の原因は男女どちらにもあり得ること、不妊治療を行っても子どもを授かることができない場合があること等、医学的・科学的な知識について、学校から家庭、地域、社会人段階に至るまで、教育や情報提供が行われる取組を進め、時期を逸して妊娠・出産の希望が叶わなくなることをないようにすること。

イ 出産及び不妊治療への支援の充実

子どもを持つことを希望する人が、経済的な理由から妊娠・出産をあきらめることのないよう、妊娠・出産に対する経済的支援の充実を図ること。

(ア) 不妊治療に対する支援の充実

子どもが欲しくても授からない「不妊症」は、晩婚化等を背景に増加の傾向にあり、また、一般社団法人日本生殖医学会によると、「子どもを持ちたい」と思いつつなかなか妊娠しないカップルは、10組に1組とも5組に1組とも言われている。

特に、不妊症例の約半数を占めるとされる男性不妊については、症例によっては手術等の治療で妊娠する可能性があるものもあるが、10万円から30万円と高額な治療費がネックとなっている。

このため、不妊に悩む人が安心して治療を受けられるよう、男性不妊に係る助成制度の創設等不妊治療に対する経済的支援の充実を図ること。

(イ) 不妊に係る相談支援体制の充実

働きながら不妊治療を受ける人は増加傾向にあるが、仕事と治療との両立に悩み、やむを得ず退職する場合も多いと言われている。

このため、仕事と不妊治療の両立について職場での理解を深め、従業員が働きやすい環境を整えることができるよう、企業等への啓発を促進すること。

また、不妊に関する問題は、身体的苦痛、経済的負担、精神的ストレス、治療に関する情報不足など多種多様であり、家族や友人にも相談できず悩みを抱えている人が多い。

このため、栃木県不妊専門相談センターの相談時間の延長等、より相談者の利便性向上に向けた方策を検討すること。

ウ 妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援

第一子出産年齢が上昇する中、年齢や健康問題を理由に理想の子どもの数を実現できないという人も多い。そのためには、母体や子どもへのリスクを低減し、安全かつ安心して妊娠・出産ができる環境整備が重要であり、地域において、妊産婦等の様々なニーズに対応する切れ目のない支援体制の整備を推進する必要がある。

このため、ワンストップで妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」について、市町での設置が促進されるよう支援すること。

併せて、すべての妊産婦等に対し必要な支援を行うことができるよう、必ずセンター窓口を訪問してもらえらるような仕組みを研究すること。

(4) 子育て支援の充実強化

ア 待機児童の解消等

今年度から子ども・子育て支援新制度がスタートしたが、本年4月1日現在の県内保育所等の待機児童数は250人と、前年度に比べ大幅に増加している。

このため、市町と連携して計画的に保育所や認定こども園等の整備等を進め、受入数の増加を図るとともに、小規模保育、家庭的保育等の地域型保育事業の活用により早急に待機児童の解消を目指すこと。

また、待機児童発生の要因の一つとされる保育士不足の解消に向け、「保育士・保育所支援センター」を設置し、ガイダンスや就職フェアの開催、潜在保育士に対する再就職支援等を行うことにより、積極的に保育士確保に努めるとともに、併せて保育士の処遇改善や研修の充実等により教育・保育の質の改善にも努めること。

イ 多様な保育ニーズへの対応

多様化する子育て家庭の保育ニーズに対応できるよう、病児・病後児保育や延長保育、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センターなど、多様な保育サービス等の充実を図ること。

ウ 放課後児童クラブ等の整備促進

保育所等を利用する共働き家庭等においては、児童の小学校就学後も、放課後等の居場所の確保という課題に直面している。このいわゆる「小1の壁」を打破するためには、児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができる放課後児童クラブの整備を進める必要がある。

国では、「放課後子ども総合プラン」において、平成31年度末までに放課後児童クラブについて約30万人分を新たに整備することとしており、県においても、放課後児童クラブを利用できない児童が発生しないよう、市町と連携し、計画的な整備等を進めること。

また、こうした量的拡充に併せ、従事者の資質向上等放課後児童クラブの質の改善にも努めること。

エ 子育てに伴う経済的負担の軽減

多くの子どもを持ちたいとの希望を実現することができる環境を整備することは、少子化に歯止めをかけることにもつながる。「とちぎ創生15戦略」に掲げるように、2040年（平成52年）に合計特殊出生率を人口置換水準の2.07程度に向上させるためには、3人以上の子どもを持つことを希望する人に対し、その希望が叶えられるような環境を整備することが必要である。

このため、現行の第3子以降保育料無料化の対象を未就学児まで拡大し、保育所、認定こども園、幼稚園等における多子世帯の経済的負担の軽減を図ること。

また、多子世帯や低所得世帯等の放課後児童クラブの利用料を軽減するなど、未就学段階にとどまらず、小学校就学後まで継続した経済的負担の軽減を図ること。

オ 地域における子育て支援体制の整備促進

核家族化や地域のつながりの希薄化が進み、子育て世帯は身近な相談相手がいないこと等を理由に孤立感を抱いている。

このため、子育て家庭に対する相談・援助や、親子が気軽に集うことのできる場の提供等を行う地域子育て支援拠点について、市町における整備を促進すること。

また、元気な高齢者が地域の子どもの一時預かり等を担う子育て支援や、地域の子どもを見守り交流する場づくり等を推進するとともに、家族において世代間で助け合いながら子や孫を育てることができるよう、3世代同居や近居を推進するための方策を検討すること。

カ 児童の健全な遊び場等の整備促進

都市化の進行や自然環境の変化等により、子どもが安心して伸び伸びと遊べる空間や場所が減少している。

このため、児童館の設置を促進するなど、身近な遊び場や安心して過ごせる居場所の整備・確保に取り組むこと。

特に、栃木県子ども総合科学館は、昭和63年の開館以来、子どもの科学する心を養うとともに、本県の児童館の拠点として人材育成等の役割も果たしてきたが、建築後27年を経過し、建物、施設・設備等の老朽化、展示物の老朽化・陳腐化が否めないところである。展示物の目玉であるプラネタリウムは、故障等も頻発しており、今後長期間にわたり不具合が続くことになれば集客への多大な影響も懸念される。

このため、開館30周年を迎える平成30年に向け、応急的な修繕にとどまることなく、計画的に展示物等の更新を進めること。

V おわりに

本委員会では、『とちぎの文化』の振興について」と「少子化対策について」の二つの特定テーマに関して、参考人招致や県内外における現地調査に加え、委員間討議を重ねるなど調査研究を行ってきた。

本報告書は、テーマに係る課題を明らかにし、その解決に向けた方向性等について、提言として取りまとめたものである。

特定テーマの調査研究に当たって、自らの体験や知見を惜しみなく提供して下さった参考人の方々や現地調査先関係者の皆様に心より感謝申し上げる。

「とちぎの文化」の振興については、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに併せて展開される「とちぎ版文化プログラム」により、外国人をはじめとする観光客を栃木に呼び込む「プラストーリー」に向けた積極的な施策の展開が求められる。

また、これらの取組によって、魅力的な資源に加えて、身近な文化にスポットが当たり、文化に対する県民意識が高まることが期待されることから、これが一過性に終わることなく、未来に継承されるよう望むものである。

少子化対策については、将来、思い描くライフデザインの実現のため、その前提となる正しい知識・情報を適切な時期に得られるようにするとともに、様々なニーズに対応する切れ目のない支援体制の整備が重要である。

また、重点項目に掲げた結婚、妊娠・出産、子育てに加えて、経済・雇用情勢や教育環境等を含めた環境整備の重要性も認識した上で、各施策に取り組まなければならない。

さらに、少子化対策は、その効果が表れるまでに長い時間を要することから、県民や企業、市町等と連携を図りながら、提言の集中的な取組に加え、長期的展望に立って、粘り強く対策を進めていくことを期待する。

以上、執行部におかれては、本委員会において示された各委員の意見や本報告書の提言が県政において十分反映されるよう望むものである。

そのためには、県議会としても必要な支援や協力を惜しまないことを申し添え、本委員会の報告とする。

VI 委員名簿

委員長 佐藤 良

副委員長 亀田 清

委員 増山 敬之

委員 野村 せつ子

委員 松井 正一

委員 保母 欽一郎

委員 山田 みやこ

委員 岩崎 信

委員 神谷 幸伸

VII 調査関係部課

県民生活部 県民文化課

保健福祉部 こども政策課

教育委員会 文化財課